

一時保護施設借上げ経費公費負担要領の制定について（例規）

令和2年6月24日付け秋本務第437号

1 趣旨

犯罪被害者又はその家族若しくは遺族等（以下「被害者等」という。）に対する一時保護施設借上げ経費の公費負担の手續等に関し、必要な事項を定めるものとする。

2 一時保護対象者

- (1) 再被害防止対象者に指定された被害者等のうち、再被害を受けるおそれが高い者
- (2) 自宅が被害の現場となった場合など、物理的に居住が困難となった者
- (3) ストーカー事案等のうち、危険性・切迫性が高いもの
- (4) 加害者が未検挙又は釈放などにより再被害を受けるおそれが高い者
- (5) 警察署長が必要と認めた者

3 公費負担の範囲

ホテル等の宿泊に要する経費（サービス料を含む。）とし、食事代は含まない。

4 公費負担を行わない場合

- (1) 被害者等と加害者との間に親族関係があるとき（ストーカー事案等を除く。）
- (2) 犯罪被害者等が当該犯罪行為を教唆、幫助、誘発、容認したとき
- (3) 犯罪被害者等が当該犯罪行為に関連した著しく不正な行為をしたとき
- (4) 犯罪被害者等が集団的又は常習的に暴力的不法行為を行うおそれがある組織又は集団に属していたとき
- (5) 犯罪被害者等が公費負担を希望しないとき
- (6) その他社会通念上公費負担することが適当でないと認められるとき